

大井川防災広場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健康増進及びスポーツ活動等を推進するため、大井川防災広場（以下「防災広場」という。）を暫定的に供用するに当たり、その適正な管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 防災広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大井川防災広場

位置 焼津市吉永205番地の4ほか

(使用時間)

第3条 防災広場の使用時間は、午前8時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用者の遵守事項)

第4条 防災広場の使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 立入禁止区域に立入ること。
- (2) 指定場所以外に車両を乗り入れること。
- (3) 工作物を設置すること。
- (4) 営利行為を行うこと。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 定められた用途以外の目的で使用すること。
- (7) その他管理上支障があると認められる行為を行うこと。

(専用使用の申請及び承認)

第5条 防災広場の全部又は一部を専用して使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用日の30日前までに市長に大井川防災広場使用申請書（第1号様式）を提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請に管理上支障がないと認めるときは、大井川防災広場使用承認書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、防災広場の管理運営上必要な限りにおいて、条件を付することができる。

3 前項の規定により承認の通知を受けた者は（以下「専用使用者」という。）、当該専用使用の権利を他人に譲渡してはならない。

(承認の取消し)

第6条 市長は、専用使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、専用使用の承認を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 前条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 公益上の必要が生じたとき。

(4) 災害等により使用できなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災広場の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。